

第2款 適正かつ効率的・安定的な廃棄物処理を支える社会づくり

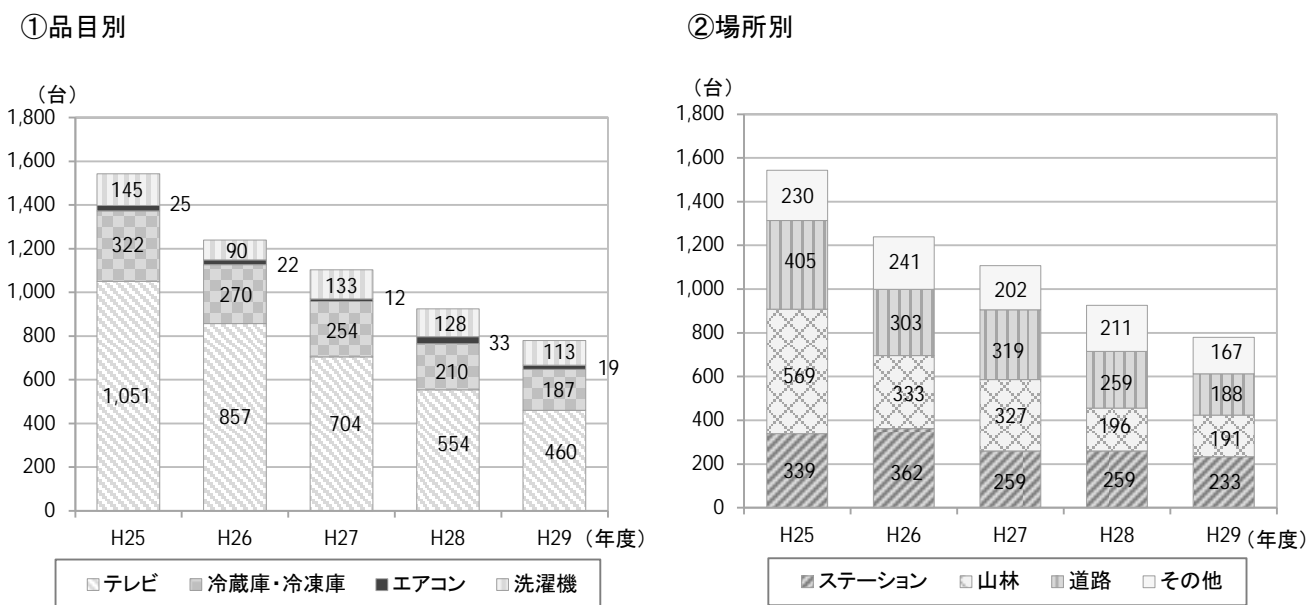
【現状と課題】

(1) 適正処理の状況

廃棄物が適正に処理されるよう、効率的な施設の整備を図るとともに、優良な処理事業者の育成に努める必要があります。

また、廃棄物処理法の規制強化、最終処分場のひっ迫、廃棄物処理費用の増加、各種リサイクル法の施行などにより不法投棄等の不適正処理の増加が懸念されることから、施設への立入検査や不法投棄・不適正処理の防止に積極的に取り組む必要があります。

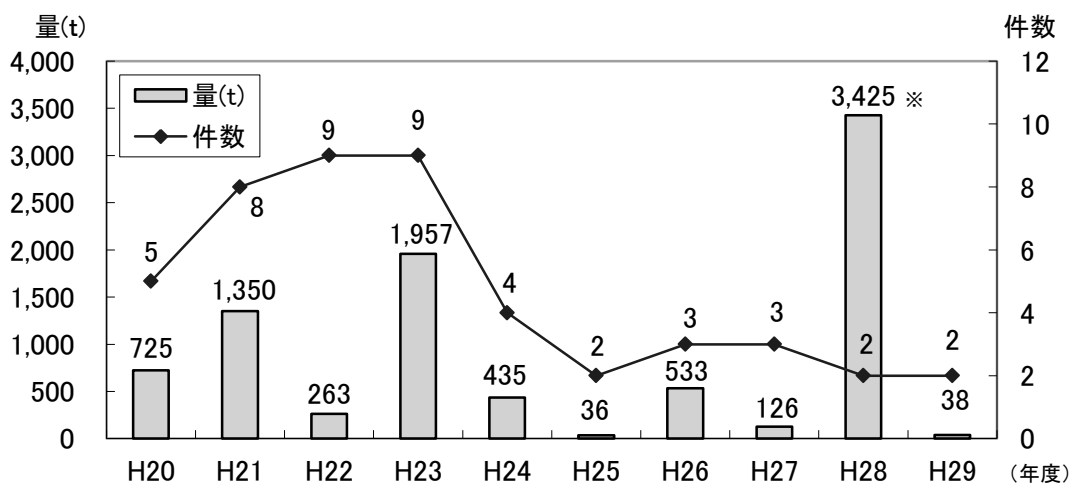
図表 2-2-1 家電リサイクル法対象4品目不法投棄台数



資料：県循環型社会課

資料：県循環型社会課

図表 2-2-2 産業廃棄物不法投棄発生状況（投棄量10トン以上の事案）



資料：県産業廃棄物対策課

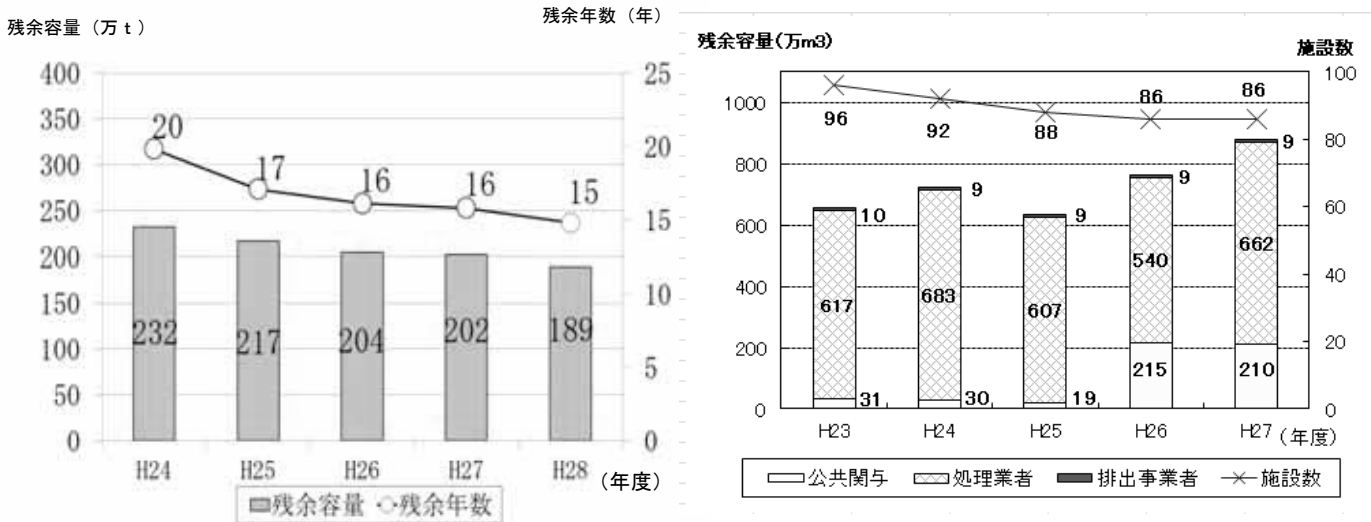
(※) 平成28年度は廃棄物量3,374tの大量投棄が1件あったため、大幅に増加した。この事案は、建築物の解体で発生したがれき類を現場で再生利用するため残置したものであるが、現場の状況から勘察し、不法投棄と判断したもの。

適正かつ効率的・安定的な
廃棄物処理を支える社会づくり

(2) 最終処分場の状況

一般廃棄物、産業廃棄物ともに、最終処分場の残余容量は不足していることから、新規埋立処分場の整備等により最終処分場を確保する必要があります。

図表 2-2-3 一般廃棄物最終処分場の残余容量及び残余年数 図表 2-2-4 産業廃棄物最終処分場の施設数及び残余容量



資料：県循環型社会課

資料：県産業廃棄物対策課

図表 2-2-5 産業廃棄物最終処分場の設置等状況 (平成 27 年度末現在)

区分	施設数				残余容量 (万 m ³)				残余年数
	排出事業者	処理業者	公共	計	排出事業者	処理業者	公共	計	
安定型最終処分場 ⁵	4	57	1	62	1	537	4	542	10.0
管理型最終処分場 ⁶	5	16	3	24	8	125	206	339	18.8
計	9	73	4	86	9	662	210	881	12.2

(注1) 表中の施設は、廃棄物処理法第15条の許可対象施設。資料：県産業廃棄物対策課
 (注2) 残余年数は、年度末の残余容量及び当該年度の廃棄物埋立容量から算出することとなり、経済活動等により大きく変動する(平成27年度埋立容量：安定型54万m³、管理型18万m³)。
 (注3) 端数処理のため、合計値が合わない場合がある。

図表 2-2-6 公共関与による埋立処分事業の実施状況 (平成 28 年度末)

名称	埋立面積 (ha)	廃棄物埋立容量 (千 m ³)	進捗率 (%)	事業期間	事業主体
箕島地区	32	1,267	84.2	昭和63年10月～	(一財)広島県環境保全公社
出島地区	17	1,900	2.6	平成26年6月～	

資料：県産業廃棄物対策課

【環境の状態等を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

担当課	指標項目 (内容)	単位	基準年度値 (H24)	現状値 (H29)	目標値 (目標年度)	目安 ^{※1}	指標の達成率	進捗状況
産業廃棄物対策課	産業廃棄物の不法投棄件数 (投棄量 10 t 以上)	件	5.6 (H17~26 平均)	2	毎年度 5 以下 (H32)	5	250.0%	目標以上達成
産業廃棄物対策課	産業廃棄物の最終処分場の残余年数	年	10.6	12.2 (H27)	10 以上 (H32)	10.4	117.6%	目標どおり達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

5 安定型最終処分場：産業廃棄物の廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（工作物の除去に伴って生じたコンクリート片等）の最終処分場をいう。

6 管理型最終処分場：産業廃棄物の燃え殻、汚泥、木くず、鉱さい、ばいじん等の最終処分場で、浸出液による公共用水域及び地下水の汚染を防止するため、浸出液処理施設等が設けられている。

1 一般廃棄物の適正かつ効率的な処理

【取組状況】

(1) 適正処理の推進

ア 監視・指導等 [循環型社会課]

一般廃棄物処理施設の適正な維持管理を促進するため、立入検査等を実施しています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】立入検査等を実施。

図表 2-2-7 一般廃棄物処理施設立入件数・指導件数（平成29年度）

区 分	立入件数・指導件数
し尿処理施設	53
ごみ処理施設	83
埋立処分地	38
浄化槽	36,769
計	36,943

資料：県循環型社会課

(2) 将来を見据えた関係市町との連携による廃棄物処理の推進

ア 一般廃棄物処理施設整備の促進 [循環型社会課]

一般廃棄物処理施設について、市町等による計画的な施設整備を支援しています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】計画的な施設整備を支援。

図表 2-2-8 一般廃棄物処理施設整備状況

区 分	27年度		28年度	
	し尿処理施設	ごみ処理施設	し尿処理施設	ごみ処理施設
施設数	30	70	30	70
施設能力	2,181kℓ/日	4,826 t/日	2,181kℓ/日	4,828 t/日

資料：県循環型社会課

※ 関連事業：廃棄物エネルギー回収促進事業（P6）

(3) 違法な不用品回収業等への対策

ア 違法な不用品回収業に対する指導の強化 [循環型社会課]

廃棄物の収集運搬に必要な許可を受けていないなど、違法な不用品回収と判断される場合は、回収を止めるよう指導しています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】市町との連携による、不用品回収業者への立入検査のほか、市町への技術的支援を実施。

イ 有害使用済機器保管等業者に対する指導

有害使用済機器（本来の用途を終えた家電等）の保管等を行う者に対し、法に基づく届出や、保管等の基準の遵守について指導しています（廃棄物処理法の改正に伴い平成30年4月から実施）。

【平成30年度内容】対象事業者の把握（実態調査）及び届出・保管等に係る指導を実施

(4) 災害廃棄物の処理対策の構築

ア 災害発生時における廃棄物処理体制の強化（災害廃棄物処理対策市町等連携事業） [循環型社会課]
 大規模災害時の適正・迅速な廃棄物処理のため、県災害廃棄物処理計画に基づき、市町等と連携した実効性の高い災害廃棄物処理体制の強化を図ります。

【平成 29 年度実績】県災害廃棄物処理計画を策定するとともに、市町計画策定に向け研修及びマニュアル策定等の支援を実施。

【平成 30 年度内容】県災害廃棄物処理計画の円滑な運用推進のため、市町等職員向けに災害廃棄物処理関連研修を実施するとともに、市町災害廃棄物処理計画の策定業務へ補助金を交付。

イ 広域的な相互協力体制の整備 [循環型社会課・産業廃棄物対策課]

広範囲な災害に備え、広域的な相互協力体制整備を推進しています。県は、市町による収集、運搬及び処分が困難と認められる場合に、災害廃棄物が迅速かつ円滑に処理されるよう、関係団体4団体と支援協力に関する協定を締結しています（累計4団体）。

【平成 29 年度実績】協定を締結した関係団体との情報交換等により、協力体制の継続を確認。国が設置するブロック協議会への参加及び情報収集。

【平成 30 年度内容】平成 29 年度取組の継続。

(5) 海ごみ対策の推進（再掲）

※ 第1章「「エコの力でひろしまを元気に」具体化推進事業（3）」(P6)

2 産業廃棄物の適正処理

【取組状況】

(1) 適正処理の推進

ア 監視・指導等 [産業廃棄物対策課]

産業廃棄物の適正処理を推進し、生活環境の保全を図るため、産業廃棄物排出事業者及び産業廃棄物処理業者の事業所並びに処理施設の立入検査を実施しています。

【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】排出事業者及び処理業者の立入検査を実施。

図表 2-2-9 事業所立入検査件数（平成 29 年度）

区 分	立入検査件数	延指導件数
産業廃棄物排出事業者	840	156
産業廃棄物処理業者	730	106
計	1,570	262

資料：県産業廃棄物対策課

イ ダイオキシン類等対策事業 [産業廃棄物対策課]

産業廃棄物焼却施設のダイオキシン類対策を推進するため、排出ガスの行政検査を実施し基準の適合状況を監視しています。

【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】排出ガスの行政検査を実施。平成 29 年度の実績は5施設。

ウ PCB廃棄物処理促進事業 [産業廃棄物対策課]

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB廃棄物特別措置法）」に基づき策定したPCB廃棄物処理計画により、適正保管の徹底及び安全で計画的な搬出・処理等を指導しています。

また、中小企業者の処理費用負担額の軽減を図るため、国及び他の都道府県と協調して、(独)環境再生保全機構のPCB廃棄物処理基金へ拠出しています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】PCB廃棄物の保管及び処理の状況を把握するとともに、適正保管及び適正処理を指導。なお、平成28年度届出状況は次表のとおり。

図表 2-2-10 PCB廃棄物保管等届出状況（平成29年3月31日）

種類 (単位)	保管中	使用中
変圧器 (トランス) (台)	1,773	681
ネオン変圧器 (ネオントランス) (台)	1	—
コンデンサー (3kg以上) (台)	939	142
コンデンサー (3kg未満) (台)	3,175	2,577
柱上変圧器 (柱上トランス) (台)	1,804	3,078
蛍光灯用安定器 (台)	8,491	15,830
水銀灯用安定器 (台)	254	2,575
ナトリウム灯用安定器 (台)	84	128
安定器 (用途不明) (台)	337	107
その他 PCB を含む油 (kg)	112,906	—
変圧器油 (トランス油) (kg)	4,433	—
熱媒体油 (kg)	—	—
柱上変圧器油 (柱上トランス油) (kg)	3,405	—
コンデンサー油 (kg)	0	—
感圧複写紙 (kg)	6,285	—
ウエス (kg)	3,177	—
計器用変成器 (kg)	65	8,200
サージアブソーバー (kg)	—	—
リアクトル (kg)	36,955	54,880
放電コイル (kg)	102	—
整流器 (kg)	24,960	870
その他電気機械器具 (台)	2,857	1,220
OF ケーブル (kg)	—	—
汚泥 (kg)	17,141	—
その他 (kg)	491,115	1,040
届出事業所数	1074	—

(注) 容量で報告されたものは重量に換算

資料：県産業廃棄物対策課

エ 廃棄物排出事業者責任強化対策事業 [産業廃棄物対策課]

平成20年度から排出事業者にマニフェスト⁸交付状況報告が義務化されるなど排出事業者責任が強化されたことから、廃棄物処理法に関する知識の向上を図るため排出事業者講習会を開催し、排出事業者責任の徹底を指導しています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】排出事業者にマニフェスト交付状況報告書の提出を周知し、法規制等に係る講習会を開催。排出事業者指導員を配置し、排出事業者責任の徹底を指導。

7 PCB：ポリ塩化ビフェニル。絶縁性、不燃性などの特性から電気機器をはじめ幅広い用途に使用されていたが、昭和43年のカネミ油症事件によりその毒性が社会問題化し、昭和47年以降製造が行われていない。しかし、処理施設が無かったため、長期にわたりほとんどの処理が行われないまま大量に保管が続いている状況にあったが、近年その処理が進み始めている。

8 マニフェスト（産業廃棄物管理票）：産業廃棄物の排出事業者が処理業者に処理委託する際、不法投棄の防止や適正処理の確保を目的に交付する管理票。

オ 優良な産業廃棄物処理業者の育成（産業廃棄物処理情報管理推進事業） [産業廃棄物対策課]

産業廃棄物処理業者等における電子マニフェストの導入や、優良認定の取得や社会貢献の活動を支援し、優良な処理業者の育成、業界の健全な発展を促進しています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】（一社）広島県資源循環協会に対して、産業廃棄物処理業者等の電子マニフェストの導入、優良認定の取得及び社会貢献の活動を支援。産業廃棄物処理業者に対して、優良認定の制度周知及び取得推進を実施。

図表 2-2-11 補助事業の概要

実施主体	(一社) 広島県資源循環協会		
事業名	電子マニフェスト導入事業	優良業者支援事業	社会貢献事業
事業内容	協会が独自開発したシステムにより電子マニフェストの導入を支援	優良認定を取得するための協会の取組を支援	不法投棄された廃棄物の撤去等地域社会へ貢献し県民理解を深める協会の取組を支援
補助率	1/2		
補助金額	4,000千円		

(2) 処理施設の確保

ア 公共関与処分場による廃棄物適正処理事業 [産業廃棄物対策課]

【平成29年度実績】箕島処分場及び出島処分場において、廃棄物の受入を実施。

【平成30年度内容】公共関与処分場の運営主体である（一財）広島県環境保全公社と連携して適正な管理・運営を実施。

3 廃棄物不法投棄防止対策

【取組状況】

(1) 不法投棄防止に向けた啓発、監視の強化

ア 監視・パトロール（不法投棄監視体制強化事業） [産業廃棄物対策課]

「不法投棄110番」による情報収集、車両、ヘリコプター及び船舶を使用した監視パトロールを実施し、早期発見・早期是正に努めています。また、産業廃棄物運搬車両検査を実施し、運搬先及び運搬先業者の許可状況等を確認し、不法投棄を防止しています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】不法投棄監視パトロールや産業廃棄物収集運搬車両検査を実施。平成29年度実施件数は次表のとおり。

図表 2-2-12 実施件数（平成29年度）

項目	実施件数
車両によるパトロール	76
ヘリコプターによるパトロール	27
船舶によるパトロール	14
産業廃棄物運搬車両検査	82

資料：県産業廃棄物対策課

9 不法投棄110番：広く県民から不法投棄に関する情報を収集し、不法投棄の早期解決を図るため、県産業廃棄物対策課内に設置された専用ファクシミリ及び県ホームページ通報入力フォームのこと。(FAX: 082-211-5374)

イ 不法投棄対策班の活動（不法投棄監視体制強化事業） [産業廃棄物対策課]

現職警察官、警察官OB及び県職員で構成する不法投棄対策班により、不適正処理の監視、是正等の指導を行い、早期発見・早期是正による事案の拡大防止を図っています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】不法投棄110番、関係機関の要請等を受けて、不法投棄等の不適正処理に対して早期対応を実施。平成29年度は延べ570回出動。

ウ 市町職員の併任制度（不法投棄監視体制強化事業） [産業廃棄物対策課]

市町職員が産業廃棄物の立入検査を行うため、県職員として併任する制度を導入し、不法投棄等の監視体制を強化しています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】7市5町の市町併任職員による産業廃棄物事案等の立入検査を実施。平成29年度は72件の立入検査実績。

エ 地区不法投棄防止連絡協議会の設置（不法投棄監視体制強化事業） [産業廃棄物対策課]

厚生環境事務所・支所の管轄区域毎に、厚生環境事務所・支所、市町、警察及び海上保安部などで構成する地区不法投棄防止連絡協議会を設置し、不法投棄防止の啓発、情報交換等を実施しています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】協議会を開催し関係機関と不法投棄防止の啓発、情報交換等を実施。平成29年度は6地区で開催。

オ 業界団体との不法投棄通報協定の締結 [産業廃棄物対策課]

不法投棄の早期発見、早期対応を図るため、業界団体と不法投棄通報協定を締結し、不法投棄等の監視体制を強化しています。

【平成29年度実績】協定を締結した広島県資源循環協会、建設業団体等の5団体に対して、不法投棄の早期発見、早期通報等を依頼。

【平成30年度内容】他の団体との協定締結を進め、不法投棄の監視体制を強化。

(2) 市町の不法投棄防止対策に対する支援

ア 地域廃棄物対策支援事業 [循環型社会課]

市町等が実施する不法投棄防止対策事業を支援し、不法投棄の未然防止及び早期発見・早期是正を図っています。

(ア) 不法投棄防止対策事業

項目	内容
実施主体	市町（一部事務組合を含む。）
対象事業	① 不法投棄監視事業 住民団体・民間警備会社への監視パトロール委託、監視カメラ、防止ネット・防止柵等 ② 不法投棄防止に関する普及啓発事業 不法投棄防止パンフレット・看板、講習会、広報活動、不法投棄防止大会及び住民参加による不法投棄廃棄物の作業委託等 ③ その他関連事業 不法投棄を防ぐための環境整備事業等
補助率	2/3 以内
補助限度額	45,000 千円～15,000 千円/市町

【平成29年度実績】

実施市町数	主な事業内容					補助金交付額
	監視パトロール	監視カメラ	防止ネット、防止柵	パンフレット、看板等	廃棄物等の回収処理(住民参加)	
23 市町	17 市町	10 市町	5 市町	18 市町	13 市町	47,979 千円

【平成30年度内容】市町等が実施する不法投棄防止対策事業を支援。

適正かつ効率的・安定的な廃棄物処理を支える社会づくり

(イ) 不法投棄廃棄物等の撤去処分事業

項目	内容
実施主体	市町（一部事務組合を含む。）
対象事業	① 不法投棄廃棄物撤去処分事業 不法投棄された廃棄物の撤去・処分等（撤去後、当該地において不法投棄の未然防止対策を行うものに限る。） ② 廃棄物類似処理困難物撤去処分事業 廃屋など、廃棄物に類似するものの解体・撤去・処分等（市町のまちづくりに関する計画により対策が必要なものに限る。）
補助率	1/2 以内

【平成 29 年度実績】

実施市町数	事業内容		補助金交付額
	不法投棄廃棄物撤去処分事業	廃棄物類似処理困難物撤去処分事業	
6 市町	3 市 3 町	—	1,701 千円

【平成 30 年度内容】市町等が実施する不法投棄廃棄物等の撤去処分事業を支援。

(ウ) 事業系一般廃棄物削減対策事業（H29 においては食品廃棄物等削減対策事業）

項目	内容
実施主体	市町（一部事務組合を含む。）
対象事業	① 実態把握事業 事業系一般廃棄物の展開検査（組成分析）、排出事業者の意識調査、排出実態調査等 ② 分別促進事業 排出事業者への分別・リサイクル・排出抑制等に係る情報提供、分別・リサイクル・適正排出等のガイドライン作成等 ③ 事業者との協働事業 食べきり店の募集・登録、広報、事業者等と連携した食品ロスの削減対策等
補助率	1/2 以内

【平成 29 年度実績】

実施市町数	事業内容			補助金交付額
	実態把握事業	分別促進事業	事業者との協働事業	
2 市町	1 町	1 町	1 市	711 千円

【平成 30 年度内容】市町等が実施する事業系一般廃棄物の排出抑制・減量化・リサイクル・適正処理を支援。

(エ) 災害廃棄物処理計画策定事業

項目	内容
実施主体	市町（一部事務組合を含む。）
対象事業	災害廃棄物処理計画の策定
補助率	1/2 以内

※ H30 年度からの新規事業